

パキスタンにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	アンチダンピング調査結果の公告の遅延	・2009年9月4日、日本、米国、ベルギー、ロシア、ウクライナからの熱延鋼板類(幅600mm以上、厚さ2mm～12mm)を対象にAD調査が開始された。しかしながら2010年12月現在、未だパキスタン政府による裁定結果が出されていない。 2011年2月25日、当局が調査打ち切りの官報を告示(調査機関のパキスタン国内企業の損害はダンピング以外の要因であると認定した)。 (継続)	・WTOルールに沿った裁定結果の早期公告。	
	日鉄連 日機輸	(2)	調整関税引き上げ	・2015年12月1日、歳入不足に伴い、輸入贅沢品に対し調整関税(Regulatory Duty)の引き上げを実施し、一部鉄鋼製品が従来の税率から調整関税が引き上げられた。 (継続) ・2017年10月16日にパキスタン政府は突然、高価格・贅沢品に関する税制の変更を発表した。当社にてはパキスタンにてのタイヤ輸入に大きな影響が出ている。	・調整関税の引き下げ・撤廃。 ・2月7日にはシンド州最高裁判所で本税制変更は無効であるという判決がされているが、元々パキスタン国内にて十分な議論をした上で対応すべきものであり、日経企業への締め付けになるような事は排除願いたい。	・Custom Act 1969
	日化協	(3)	出荷前手続きの煩雑さ	・納入製品は1ロットに限定されるため、生産数量の調整が煩雑。 仕上り製品よりサンプルを抜き取り、出荷前に当該国検査機関に送付し、合格後(現地での分析検査に1か月必要)に日本から出荷可能となる。	・該当数量に合わせロット指定が必要であり、現地試験中に当該品を日本にて保管しておく必要がある。過去実績のあるものは、自社分析証明で代用。	
14 税制	日機輸	(1)	免税措置の未実施、税還付の遅延	・当社は10年間法人税無税の恩典を認可されているが、原材料輸入時と製品販売時に前払い法人税を源泉させている。 また法人税の一種であるTurnover Taxが売上に対し1.25%課税されている。	・速やかに前払い法人税、Turnover Tax免税措置を実施するとともに、既に支払済の前払い法人税を還付頂きたい。	・Special Economic Zones Act, 2012, 126E 項
20 独占	日機輸	(1)	企業結合の事前届出義務の遡及適用の不合理	・数年前に実施された過去のM&A案件について、パキスタン競争法当局より、パキスタン競争法に基づく企業結合の「事前届出」を行うよう通知を受ける。 「事前届出」の根拠法令は、当該案件の完了後に制定されたものである。 なお、当該「事前届出」にあたっては、パキスタン競争法に定める手数料の支払いが必要である。 (継続)	・行為の後に制定された法律を制定前の行為に遡及適用することは不適切であり、遡及適用を廃止すること。 ・既に完了している案件について、事前申請と同様の審査手続を踏むことは、対応が困難であるばかりでなく無意味であり、事前届出を不要とすること。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。